



三重県公報

令和8年7月31日（金）

第 741 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
45	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企業誘致推進課）	2
	告 示		
491	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（地 域 福 祉 課）	2
492	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（ 同 ）	3
493	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	（ 同 ）	3
494	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（ 同 ）	3
495	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（ 同 ）	4
496	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	（ 同 ）	4
	公 告		
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	4
	同件	（ 同 ）	5
	同件	（ 同 ）	6
	同件	（ 同 ）	7
	同件	（ 同 ）	8
	同件	（ 同 ）	9
	同件	（ 同 ）	10
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（ 同 ）	10
	同件	（ 同 ）	11
	同件	（ 同 ）	11
	公共測量を実施する旨の通知	（公 共 用 地 課）	11
	同件	（ 同 ）	12
	同件	（ 同 ）	12
	開発行為に関する工事の完了	（建 築 開 発 課）	12

規 則

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年七月三十一日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第四十五号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第二（第五条関係） (略) 備考 一～六（略） 七 「中小企業者」とは、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十四項</u>に規定する者をいう（別表第三において同じ。）。 八 「中堅企業者」とは、産業競争力強化法<u>第二条第二十五項</u>に規定する者をいう（別表第三において同じ。）。 九・十（略）	別表第二（第五条関係） (略) 備考 一～六（略） 七 「中小企業者」とは、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十三項</u>に規定する者をいう（別表第三において同じ。）。 八 「中堅企業者」とは、産業競争力強化法<u>第一条第二十四項</u>に規定する者をいう（別表第三において同じ。）。 九・十（略）

附 則

この規則は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

告 示

三重県告示第 491 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ウエルネス在宅介護支援センター	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	居宅介護支援	所在地	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	令和 8 年 5 月 1 日
ウエルネス在宅介護支援センター	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	介護予防支援	所在地	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	訪問看護	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御園町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御園町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御園町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御園町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
機能訓練型 伝書鳩	津市一身田豊野	地域密着型通	事業所名称	機能訓練型 伝	特定非営利活動	令和 8 年

デイサービス	1406-499	所介護		書鳩デイサービス	法人 機能訓練型 伝書鳩デイサービス	6月1日
機能訓練型 伝書鳩 デイサービス	津市一身田豊野 1406-499	通所型サービス（独自）	事業所名称	機能訓練型 伝書鳩 デイサービス	特定非営利活動法人 機能訓練型 伝書鳩デイサービス	令和8年 6月1日
つなぐ訪問看護ステーション	津市下弁財町津興 725-2	訪問看護	事業所名称	つなぐ訪問看護ステーション	精神科訪問看護ステーションつなぐ	令和8年 6月1日
つなぐ訪問看護ステーション	津市下弁財町津興 725-2	介護予防訪問看護	事業所名称	つなぐ訪問看護ステーション	精神科訪問看護ステーションつなぐ	令和8年 6月1日

三重県告示第 492 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問介護事業所 三重まごころ	津市西古河町 17 番地 24	居宅介護支援	令和 8 年 6 月 30 日

三重県告示第 493 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
松阪デイサービスセンター宝塚	松阪市宝塚町 830 番地 111	通所型サービス（独自）	令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人 風薫会 しおはま在宅介護サービスセンター	四日市市塩浜栄町 471	居宅介護支援	令和 8 年 7 月 1 日
けあまねセンター四日市もも	四日市市朝明町 441-1	居宅介護支援	令和 8 年 7 月 1 日
居宅介護支援事業所 堇	津市末広町 1039 番地 2	居宅介護支援	令和 8 年 6 月 30 日

三重県告示第 494 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ウエルネス在宅介護支援センター	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	居宅介護支援	所在地	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	令和 8 年 5 月 1 日
ウエルネス在宅介護支援センター	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	介護予防支援	所在地	桑名市新西方 4 丁目 14 番地	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	訪問看護	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御薮町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御薮町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
いせ在宅クリニック	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市大世古 二丁目 1245 番地	伊勢市御薮町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日

いせ在宅クリニック	伊勢市大世古二丁目 1245 番地	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市大世古二丁目 1245 番地	伊勢市御薊町高向 927	令和 8 年 5 月 1 日
機能訓練型 伝書鳩デイスサービス	津市一身田豊野 1406-499	地域密着型通所介護	事業所名称	機能訓練型 伝書鳩デイスサービス	特定非営利活動法人 機能訓練型 伝書鳩デイスサービス	令和 8 年 6 月 1 日
機能訓練型 伝書鳩デイスサービス	津市一身田豊野 1406-499	通所型サービス（独自）	事業所名称	機能訓練型 伝書鳩デイスサービス	特定非営利活動法人 機能訓練型 伝書鳩デイスサービス	令和 8 年 6 月 1 日
つなぐ訪問看護ステーション	津市下弁財町津興 725-2	訪問看護	事業所名称	つなぐ訪問看護ステーション	精神科訪問看護ステーションつなぐ	令和 8 年 6 月 1 日
つなぐ訪問看護ステーション	津市下弁財町津興 725-2	介護予防訪問看護	事業所名称	つなぐ訪問看護ステーション	精神科訪問看護ステーションつなぐ	令和 8 年 6 月 1 日

三重県告示第 495 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問介護事業所 三重まごころ	津市西古河町 17 番地 24	居宅介護支援	令和 8 年 6 月 30 日

三重県告示第 496 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
松阪デイスサービスセンター宝塚	松阪市宝塚町 830 番地 111	通所型サービス（独自）	令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人 風薫会 しおはま在宅介護サービスセンター	四日市市塩浜栄町 471	居宅介護支援	令和 8 年 7 月 1 日
けあまねセンター四日市もも	四日市市朝明町 441-1	居宅介護支援	令和 8 年 7 月 1 日
居宅介護支援事業所 堇	津市末広町 1039 番地 2	居宅介護支援	令和 8 年 6 月 30 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、
 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項
 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日か

ら 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル津河芸店

三重県津市河芸町杜の街四丁目 579-2、774-2、三重県鈴鹿市郡山町字大野 1804-71

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更理由

建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 14 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル津藤方店

三重県津市藤方字西太田 571 番 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更理由

建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 14 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル四日市南店

三重県四日市市小古曾東三丁目 2263-1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- 3 変更年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更理由
建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和 8 年 7 月 14 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル伊勢店
三重県伊勢市小俣町本町 341 番地 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) トライアル伊勢店
(変更後) スーパーセンタートライアル伊勢店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更理由

(1)について、店舗名称変更のため

(2)、(3)について、建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 14 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル松阪店

三重県松阪市東町 88-22 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更理由

建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 14 日

- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル久保店
三重県松阪市久保町 1897-1 ほか
- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) トライアル久保店
(変更後) スーパーセンタートライアル久保店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	檜木野 仁司	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

- 3 変更年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更理由
(1) について、店舗名称変更のため
(2)、(3) について、建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和 8 年 7 月 14 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル名張店

三重県名張市蔵持町字里 3408 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー	永田 洋幸	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更理由

建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 14 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 11 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン四日市泊

四日市市泊小柳町2番地1 ほか13筆

2 四日市市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年7月31日から同年8月31日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年7月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン松阪店

三重県松阪市久米町字長井1174番地3

2 松阪市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年7月31日から同年8月31日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年7月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン名張店

名張市瀬古口226

2 名張市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年7月31日から同年8月31日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年7月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

2 作業期間

令和8年8月3日から同年12月2日まで

3 作業地域

伊勢市小俣町元町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 7 月 16 日から同年 11 月 30 日まで
- 3 作業地域
四日市市川島町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鳥羽市長から通知がありました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳デジタル化）
- 2 作業期間
令和 8 年 7 月 10 日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
鳥羽市

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 7 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 7 月 17 日	桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 3-15	東京都中央区日本橋室町 4 丁目 5-1 さくら室町ビル 4F 日清丸紅飼料株式会社 代表取締役社長 宮内 和広
令和 8 年 7 月 21 日	伊勢市御菌町長屋字下里中 1628-1 ほか 11 筆ほか【1 工区】	伊勢市東大淀町 3709 有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清
令和 8 年 7 月 21 日	いなべ市員弁町楚原字一本松 763-3 ほか 4 筆	大阪府大阪市東住吉区桑津 3 丁目 11-11 株式会社プレテロジェ 代表取締役 村上 廣巳
令和 8 年 7 月 22 日	伊賀市小田町字此坪 764-1	伊賀市緑ヶ丘本町 4162-1 あおい不動産販売株式会社 代表取締役 吉住 慎吾

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
